

年末調整・確定申告手続の デジタル化に係る課題等

2020年3月9日



マイナポータルを活用した年末調整・確定申告手続(住宅ローン控除)のデジタル化に係る課題等

- 政府におけるデジタル社会の推進の方針(標記手続のデジタル化)に賛同。一方、住宅ローン控除制度の利用者は、生命保険料控除制度の利用者に比して限定的。個別金融機関は、デジタル化に係るコストメリットの最大化も含め、対応を検討。
- より多くの事業者・利用者が電子化に対応するとともに、住宅ローン控除制度自体の安定性の確保(「終わらない制度」であることの明確化・制度の簡素化等)や、中央省庁等が率先して電子化するといった環境の醸成が重要。

住宅ローン控除制度における住宅ローン残高証明書

- 住宅ローン控除の適用を受けるには、毎年の年末調整・確定申告時に「住宅ローン残高証明書」の雇用主・税務署への提出が必要。
- 住宅ローン控除適用者(給与所得者、約15万人/年)が年末調整で残高証明書を電子化すると仮定した場合、電子化される証明書は、2021年時点で最大およそ「45万枚/年」。

住宅借入金等特別控除の控除期間と適用者数

年※	控除期間	適用者数	電子申告	年※	控除期間	適用者数	電子申告
2007年	15年	153,434	対象外	2015年	10年	138,096	対象外
2008年	15年	151,042	対象外	2016年	10年	148,813	対象外
2009年	10年	155,015	対象外	2017年	10年	未公表	対象外
2010年	10年	168,689	対象外	2018年	10年	未公表	対象外
2011年	10年	168,058	対象外	2019年	13年	未公表	対象
2012年	10年	183,219	対象外	2020年	13年	未公表	対象
2013年	10年	165,892	対象外	2021年	13年	未公表	対象
2014年	10年	152,945	対象外	※ 居住の用に供した年			

国税庁ウェブサイト「申告所得税標本調査結果」をもとに作成

デジタル化への対応における課題等

- 各金融機関は、マイナポータルを活用した住宅ローン残高証明書の電子交付の実施に向けた対応を検討中。実施に当たっては、顧客利用が十分に見込まれることが重要。
- 一方、現状においては以下のようないくつかの課題もあり、各金融機関の投資判断を難しいものとしている。
 - ✓ 各事業者における年末調整手続の電子化への対応状況(対応意向)は、依然として不透明(控除制度の利用者も同様)。
 - ✓ 住宅ローン控除制度は時限措置(2021年12月まで)。
 - ✓ 2018年12月以前に住宅ローンを契約した利用者は、電子申告ができない(電子化は2021年迄の3か年分のみ)。

デジタル化に係る課題の解決に向けて

- 制度の安定性は、システム投資等の判断において重要な要素。制度の時限措置の見直し(恒久化)や、制度の簡素化(度重なる複雑な制度改正の回避)等は、投資判断の後押しに有効と考えられる。
- 電子化可能な書類の拡充や中央省庁等が率先して手続を電子化するなど、デジタル化への対応が促進される環境の醸成も重要。